

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年9月3日

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を
改正する省令案について
(平成20年7月9日 諮問第29号)

[フェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(石谷課長補佐、白壁係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

〔フェムトセル基地局の導入等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

我が国における携帯電話の加入者数は、平成 20 年 5 月末現在、約 1 億 335 万加入であり、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及するとともに、国民生活に必要なインフラとして、不感エリアの解消への取組が積極的に進められている。

このような状況の下、近年、高層ビル・住宅の屋内や地下街等における不感エリアの解消のため、操作が簡易でブロードバンド回線等に接続可能なフェムトセル方式の超小型基地局（以下「フェムトセル基地局」という）の開発が進められている。



フェムトセル基地局は、その操作も簡易となっており、必ずしも専門性を要さないものとなっているが、従来の電波法制では、無線局の運用は免許人のみが行うことができることとされていたため、免許人の立入りが困難な高層ビル・住宅の屋内や地下街等における運用を他者に行わせることができなかった。

こうした問題を克服し、これらの場所での不感エリアを解消するため、ビル管理者・利用者等がフェムトセル基地局の運用を行うことを可能とする制度の創設を盛り込んだ電波法の一部を改正する法律が本年 5 月に成立した。

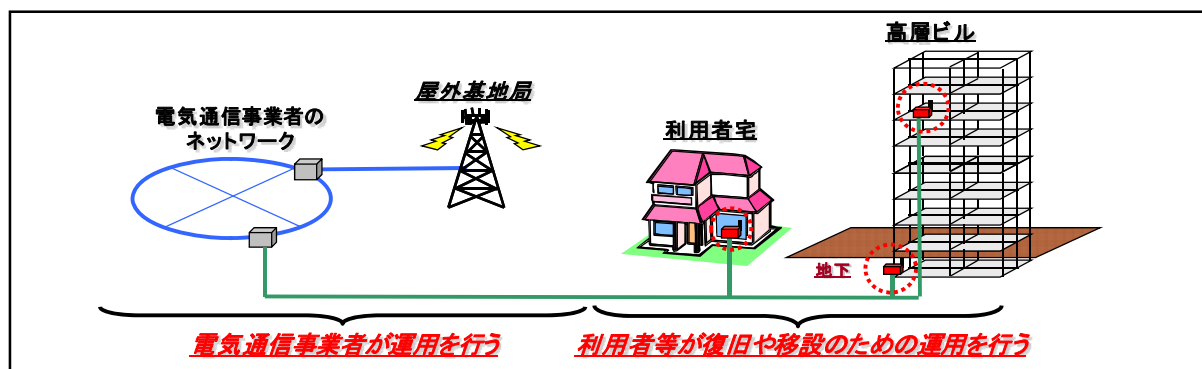
これによりフェムトセル基地局の活用による不感エリア解消のための環境が整ったことから、フェムトセル基地局の円滑な開設・運用を促進するため、フェムトセル基地局の無線設備の技術基準を定めるとともに、ビル管理者・利用者等によるフェムトセル基地局の運用を可能とする等の制度整備を行うこととする。

あわせて、携帯電話の不感エリアの解消のために屋内等に設置するレピータについても、ビル管理者・利用者等による運用を可能とする等の制度整備を行うこととする。

【フェムトセル基地局】

例：		出力	20mW		出力	20mW
		ユーザ数	4		ユーザ数	4
		大きさ	135×184×40mm		大きさ	135×187×53.5mm
		重量	約0.6kg		重量	約0.3kg

【フェムトセル基地局の利用イメージ】



2 関係省令の一部改正案の概要

(1) 電波法施行規則の一部改正案

- ① フェムトセル基地局及び屋内等に設置するレピータについて、簡易な操作を主任無線従事者による監督を受けることなく無線従事者以外の者が行うことを可能とする。
- ② フェムトセル基地局及び屋内等に設置するレピータについて、免許人以外の者による運用を可能とする無線局とする。

(2) 無線局免許手続規則の一部改正案

- ① フェムトセル基地局及び屋内等に設置するレピータについて、同一総合通信局の管轄区域内における一括申請を可能とする。
- ② フェムトセル基地局及び屋内等に設置するレピータについて、海拔高・地上高の記載を要しないこととする等、免許申請の際の記載事項を簡素化する。

※②は諮問対象外

(3) 無線設備規則の一部改正案

フェムトセル基地局の無線設備の技術基準を次のとおりとする。

- ・ 空中線電力は、20mW 以下であること
 - ・ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと
 - ・ 故障検知機能等を備えていること
- 等

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正案

フェムトセル基地局の無線設備を技術基準適合証明等の手続の対象となる特定無線設備とする。

3 施行期日

平成 20 年秋（予定）

平成20年9月3日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
の各一部を改正する省令案について
(平成20年7月9日 諮問第30号)

[海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
 に関する規則の各一部を改正する省令案について
 ～海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

平成19年度における海中転落者は197人で、そのうち死者・行方不明者は108人となっている。プレジャーボートや漁船等の小型船舶からの海中転落者は155人で全体の約79%と高く、そのうち一人乗り漁船からの海中転落者は93人で全体の約60%を占めている。このことから、転落時において、転落者の身につけた船員用小型発信器から船舶局を介し海岸局へ自動的に緊急事態を連絡することができるシステムが求められている。

また、漁船の船団操業においては、迅速かつ的確に各船舶の位置情報を海岸局や僚船に伝達して船舶の航行安全を確保するシステムが望まれている。

これらのシステムは船舶に搭載されている既存の無線設備を利用しつつデータ伝送を行うものであり、その技術的条件については、平成20年6月の情報通信審議会での答申を得たところである。

今般、当該データ伝送システムのうちデータ伝送装置の導入に伴う関係規定の整備のため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

なお、小型船舶救急連絡システムのうち船員用小型発信器については、既存の陸上で使用している小電力セキュリティシステムの技術的条件と同一とすることから省令改正は不要である。

2 改正概要

- (1) 選択呼出装置等に海上移動業務の無線局（船舶局又は海岸局）で使用するデータ伝送装置を追加
 （無線設備規則第9条の2、別表第2号）
- (2) 技術基準適合証明等の対象無線設備にデータ伝送装置を追加
 （特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条）

3 施行期日

平成20年10月上旬 公布・施行

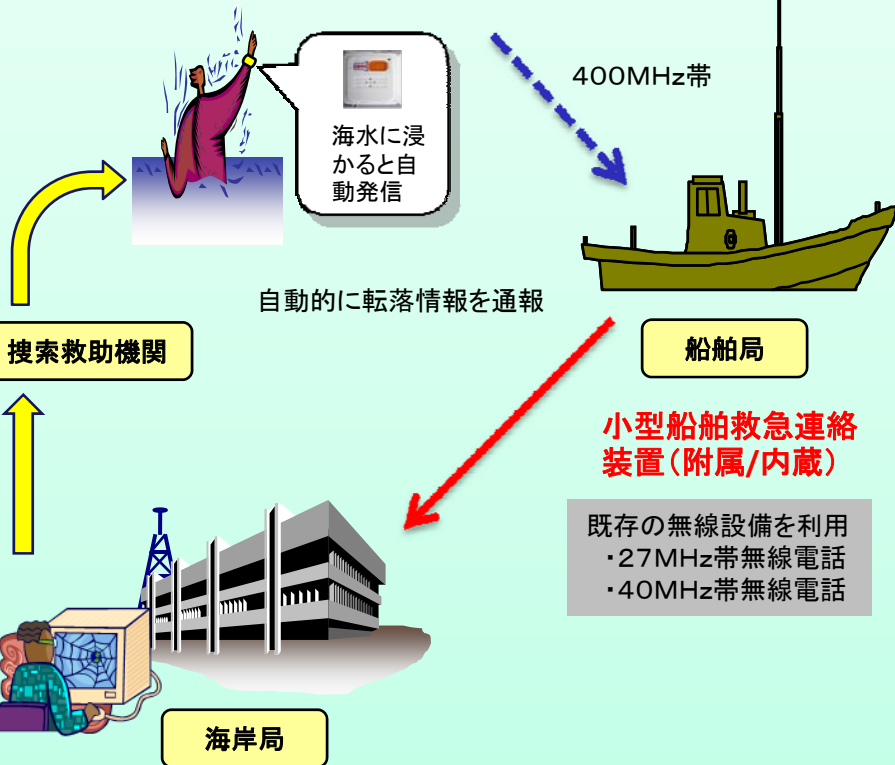
小型船舶データ伝送システム

赤字の部分が規則の改正を必要とする設備

小型船舶救急連絡システム

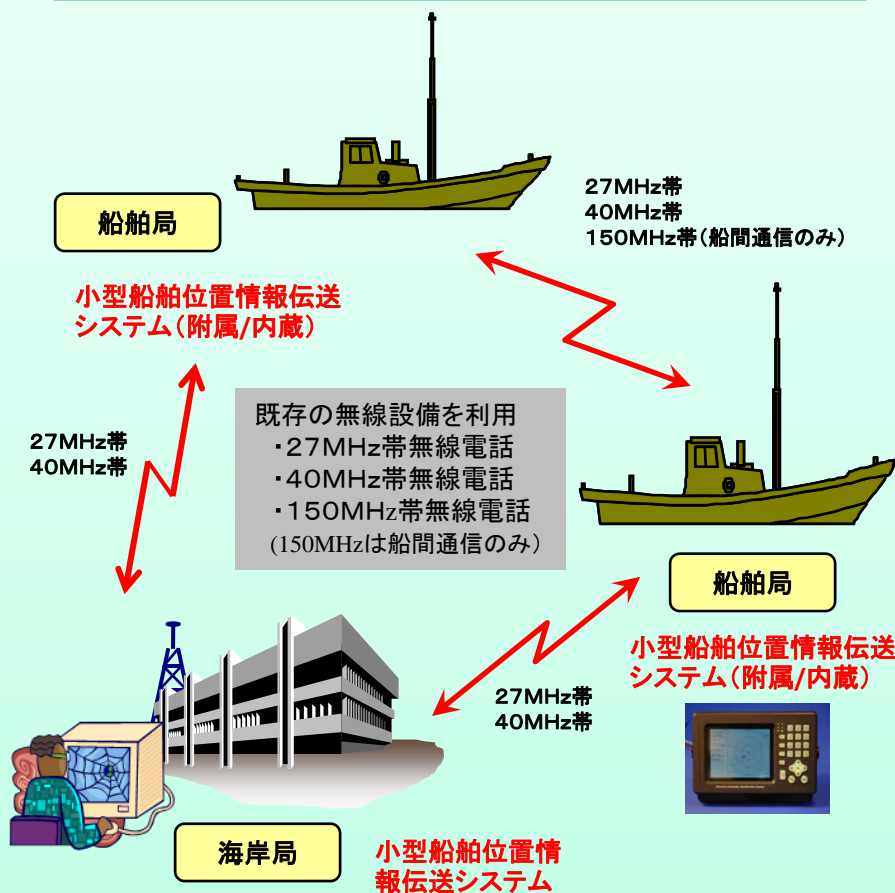
小型船舶が設置している無線設備を利用して、小型船舶からの転落の情報を身につけた船員用小型発信器から、船舶局の無線設備を介して自動的に海岸局へ非常の事態を知らせるシステム。

船員用小型発信器
(小電力セキュリティシステムの技術的条件)



小型船舶位置情報伝送システム

小型船舶が設置している無線設備を利用して、グループ操業する僚船等や海岸局に対して自船の位置情報の伝送を行うシステム。



2 海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に関する主な制度改正

1 無線設備規則

(電波監理審議会諮問対象)

選択呼出装置等に海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置を追加

2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

(電波監理審議会諮問対象)

海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置を技術基準適合証明の対象設備に追加(A2D電波の追加)

3 免許手続規則

「船舶識別番号」の欄を無線局事項書に追加、付属設備にデータ伝送装置を追加

4 船舶局又は海岸局に使用するデータ伝送装置の技術的条件を規定

(告示)

- 電波の型式: A2D
- データ伝送方式: タイムダイバシティ方式
- 信号の符号形式: NRZ符号
- 変調方式: 副搬送波を使用したMSK変調方式
- 変調速度: 毎秒1200ビット又は毎秒2400ビット
- システム設計上の条件
 - ・ GNSS(衛星無線航法装置)との接続
 - ・ 船舶識別番号(10桁)
 - ・ 伝送フォーマットの構成(ドットパターン部、データ部、誤り訂正符号部)

平成20年9月3日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年7月9日 諮問第31号)

[400MHz帯小電力セキュリティシステムの海上での利用可能化に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星周波数調整官、長澤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 400MHz 帯小電力セキュリティシステムの海上での利用可能化

一人乗りの漁業用小型船舶等の場合、乗船者が海に転落すると他に救助できる人が同乗していないため、その転落者の生命を奪う危険性が極めて高いことから、海上保安庁や漁業組合に対して非常事態（救助要請）の連絡ができ、早期に救助捜索が開始される手段を確保することが課題となっている。

また、航行中の船舶にあっては、衝突事故等の 2 次災害の防止、転落者の早期発見の目印とするため、転落後速やかに無人となった船舶を停止させる必要がある。

このような状況の中、「簡易型 AIS 及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」について、平成 20 年 6 月 12 日の情報通信技術分科会において答申されたところである。

本件は、小型船舶救急連絡システムのうち船員が身につける小型発信器について、情報通信技術分科会の答申を踏まえ、既に陸上において導入されている 400MHz 帯を使用する小電力セキュリティシステムの周波数を海上においても使用できるように周波数割当計画を変更しようとするものである。

【変更内容】

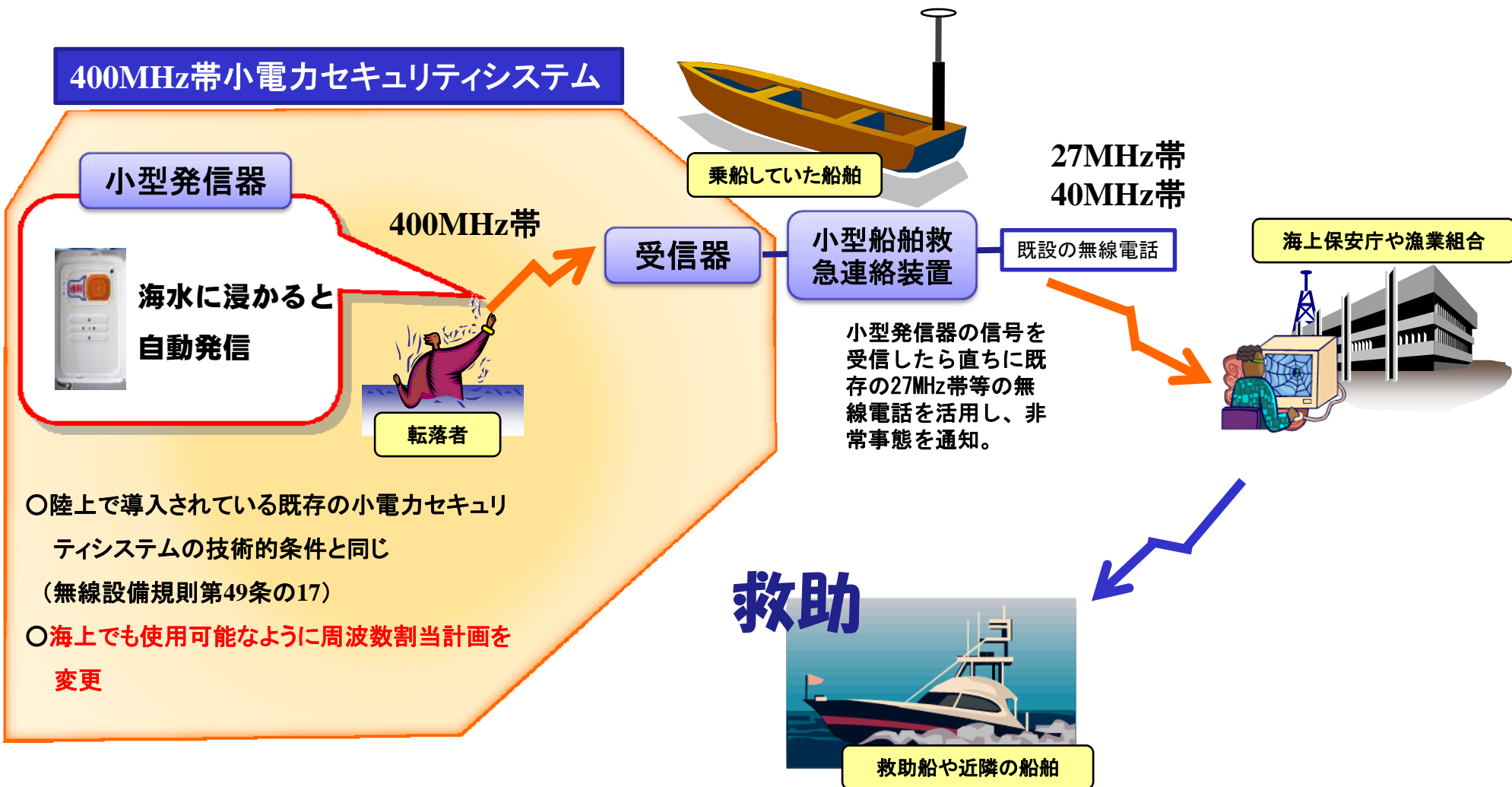
400MHz 帯（420-430MHz）の小電力業務用（小電力セキュリティシステム用）の無線局の業務に海上移動を追加する。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

小型船舶救急連絡システムの概要

漁業用小型船舶等から乗船者が転落した時に、乗船者が身につけた400MHz帯の小型発信器から27MHz帯無線電話等既存の無線設備を介して、自動的に海岸局へ非常の事態を知らせるシステム。



平成20年9月3日

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年9月3日 諮問第32号)

[船舶長距離識別追跡装置の導入及び無線通信規則の改正に伴う関係規定の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について
 ～船舶長距離識別追跡装置の導入及び無線通信規則の改正に伴う関係規定の整備～

1 諮問の概要

(1) 船舶長距離識別追跡装置の導入

船舶長距離識別追跡（LRIT:Long Range Identification and Tracking of Ships）装置は、船舶の識別、位置等に関する情報を当該船舶から陸上のデータセンターへ自動的に送信することにより、世界的規模での船舶の動静把握を可能とするもので、2006 年（平成 18 年）5 月に開催された IMO（国際海事機関）の第 81 回海上安全委員会（MSC81）において、SOLAS 条約第 V 章が改正され、一定（注）の船舶に対して LRIT 装置の搭載が義務付けられることとなった。条約の改正規定は本年 1 月 1 日に発効し、対象船舶への LRIT 装置の搭載義務は、本年 12 月 31 日から適用することとされている。

今般、総務省では、LRIT 装置の導入を円滑かつ確実に進めるため、搭載が義務付けられる船舶局の無線設備に LRIT 装置を追加するとともに、その運用方法を規定する必要があることから、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

（注）：国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の旅客船以外の船舶

(2) WRC-07 による無線通信規則の改正

2007 年の世界無線通信会議（WRC-07）において、国際電気通信連合（ITU）の無線通信規則（RR）が改正され、2009 年 1 月 1 日から適用することとされている。

今般、総務省では、改正 RR のうち、無線局の指定事項の一部である識別信号の取扱い及び誤って遭難警報を発してしまった場合の取消し手続について、国内法令に反映する必要があることから、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

<改正概要>

(1) LRIT 装置の導入関係

- ① LRIT 装置を義務船舶局の無線設備の機器に追加するとともに経過措置を設ける。（電波法施行規則第 28 条、附則）
- ② LRIT 装置の常時動作義務等を定める。（無線局運用規則第 40 条）

の2)

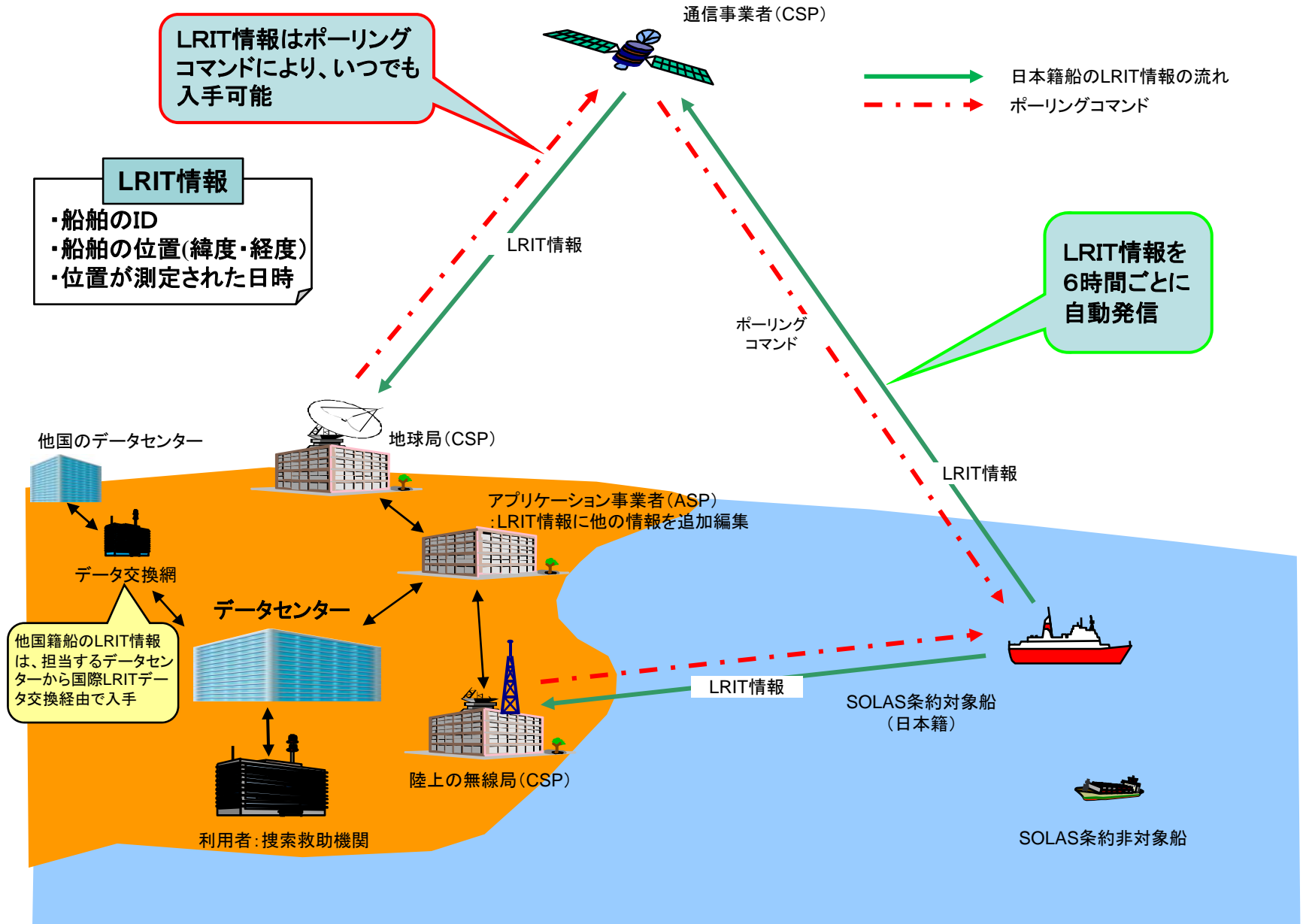
(2) RRの改正関係

- ① 船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に改める。
(電波法施行規則第6条の5)
- ② 誤警報を送信した場合の取消し手続を追加する。
(無線局運用規則第75条)

2 施行時期

- (1) 船舶長距離識別追跡装置
電波法施行規則 公布の日
無線局運用規則 平成20年12月31日
- (2) WRC-07による無線通信規則の改正
平成21年 1月 1日

LRITシステムのイメージ図

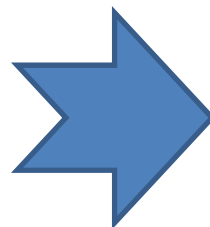


WRC-07における無線通信規則 の改正に基づく省令改正概要

1 識別信号の整理

・MMSI(海上移動業務識別)の用途の拡大
従来、海岸局、船舶局のみ認められていた
ものを航路用ブイ、搜索救助用航空機等にも
割り当てが可能となった

[19.100、19.102、19.110等]

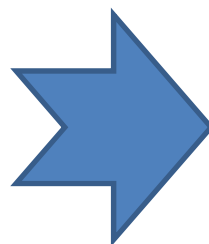


識別信号のうち、従来の船舶局識別及び
海岸局識別を海上移動業務識別に統一
(電波法施行規則第6条の5)

2 誤警報の取消し

誤警報の取消しのための通信手順を規定

[32.53A~32.53E]



誤警報取消しのための通信手順を規定
(無線局運用規則第75条)

平成20年9月3日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年9月3日 諮問第33号)

[1. 5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信の効率的な周波数利用に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、工藤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の効率的な周波数利用

1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信は、複数の無線チャネルを多数の利用者が共有することで電波の有効活用と利便性を実現する業務用無線システムとして、平成 6 年に導入されている。

1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の使用周波数帯は、1,453-1,465MHz 及び 1,501-1,513MHz であるが、今般、MCA 事業者（財団法人移動無線センターほか 7 団体及び財団法人日本移動無線システム協会）から、同システムのより効率的な運用を行うことにより、周波数帯の一部（1,453-1,455.35MHz 及び 1,501-1,503.35MHz）の使用を平成 22 年 3 月 31 日までとしたい旨の申出があったところである。

このような状況を踏まえ、1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の効率的な周波数利用を促進するため、今般申出のあった周波数帯に使用期限を設けるにあたり、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

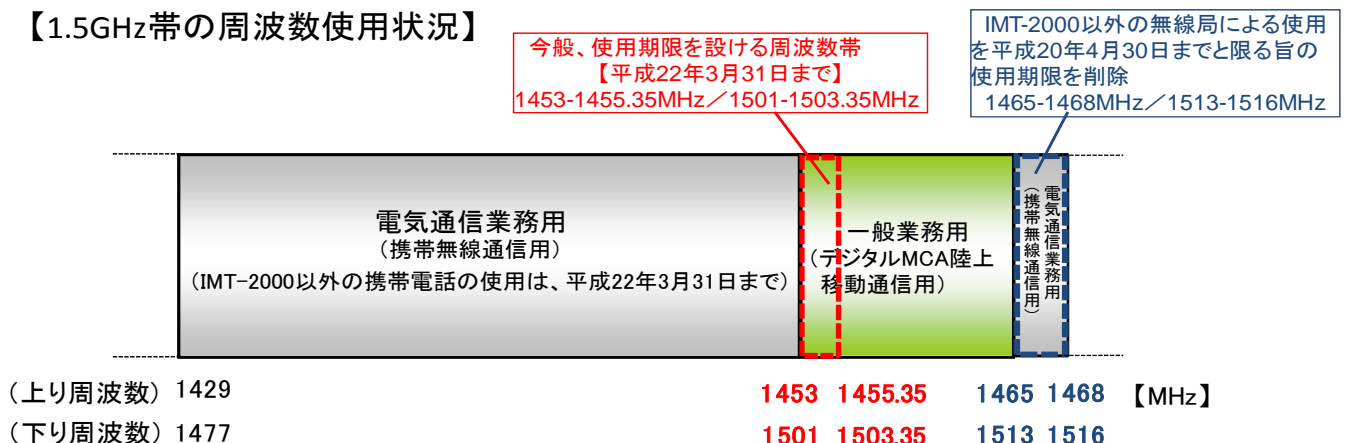
[変更内容]

- (1) 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の周波数帯の一部（1,453-1,455.35MHz 及び 1,501-1,503.35MHz）に使用期限（平成 22 年 3 月 31 日）を設ける。
- (2) IMT-2000 以外を提供する無線局による使用期限（平成 20 年 4 月 30 日）が満了したことに伴う規定整備を行う。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

【1.5GHz帯の周波数使用状況】



平成20年9月3日

株式会社嶺南ケーブルネットワーク所属特定無線局の包括免許について
(平成20年9月3日 諮問第34号)

[地域WiMAXの陸上移動局]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹通信課

(近藤課長補佐、溝上係長)

電話：03-5253-5886

株式会社嶺南ケーブルネットワーク所属特定無線局の包括免許について
～地域WiMAXの陸上移動局～

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社嶺南ケーブルネットワーク (代表取締役社長:寺澤 二郎)
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	地域の有線テレビジョン放送事業者および電気通信事業者として地域の情報化、デジタル・ディバイドの解消、地域住民生活の利便性向上に努めており、今般、WiMAXを組み合わせることにより無線ブロードバンドインターネット接続サービス及び公共福祉の増進に寄与するサービスなど、今後さらに地域の情報化へ貢献できるようなサービスを行うために開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の基地局
電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	9M90X7W 2,587MHz 200mW
最大運用数	3,393局
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2 審査の結果

審査の結果、別紙1のとおり、電波法(昭和25年法律第131号)第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果

審査項目(適用条項)	判定	審査概要
1 周波数の割当てが可能であること (電波法第27条の4第1号)	適	申請者の希望する周波数は既に申請者が開設する基地局に割り当てられていることから、割り当てるのが可能である。
2 特定無線局の開設の根本的基準(平成9年郵政省令第72号。以下「基準」という。)に合致すること(電波法第27条の4第2号)	適	次のとおり合致する。
(1)それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。(基準第2条第1号)	適	近年、インターネット接続や動画像伝送等、ワイヤレスブロードバンド通信の需要は拡大の一途であり、より高速・大容量の通信が可能な利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。 本無線局は、高速ワイヤレスブロードバンド環境を構築することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。
(2)包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。(基準第2条第2号)	適	別紙2のとおり、開設無線局が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。また、申請者は既に本無線局の通信の相手方である基地局を設置していること等、これまでの実績から、上記の計画を実施するに足る能力を有していると認められる。
(3)それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。(基準第2条第3号)	適	本無線局に係るシステムは、1基地局あたり数km程度のサービスエリアをカバーするものであり、高速ワイヤレスブロードバンド環境を容易に構築できるという特質を有しており、他の電気通信手段に比較して、能率的かつ経済的に優位であると認められる。
(4)その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。(基準第2条第4号)	適	本無線局を用いたサービスの開始により、ワイヤレスブロードバンドサービスが提供されることとなり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

最大運用数の妥当性について

本件の包括免許の最大運用数は、以下のとおり、基地局が収容可能な端末局数以下であるため、妥当であると認められる。

収容可能な無線局(端末)数[局]	申請のあった最大運用数[局]
4,608	3,393

固定系地域バンドを使用する無線局(地域WiMAX)の概要

地域WiMAXの概要

目的:

デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

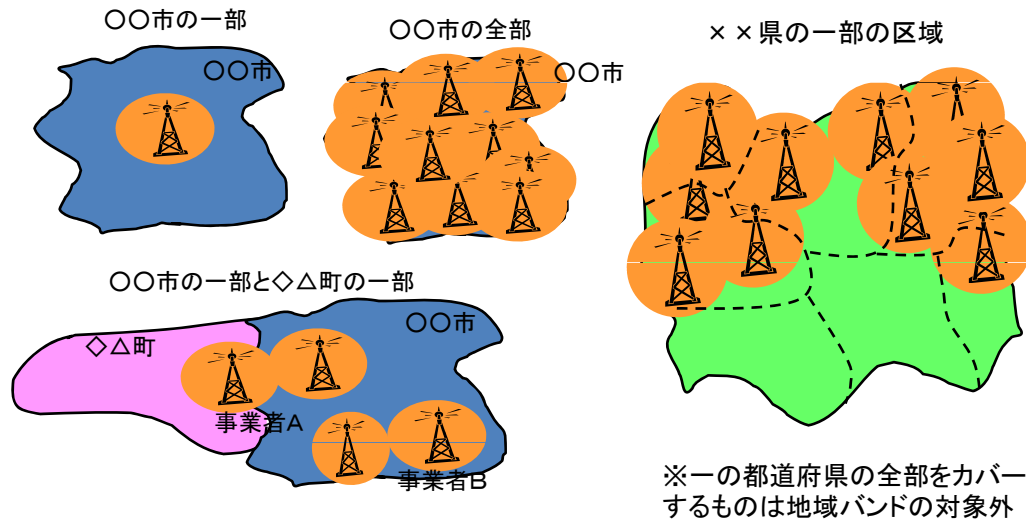
特徴:

固定通信向け、地域単位、10MHzの帯域幅

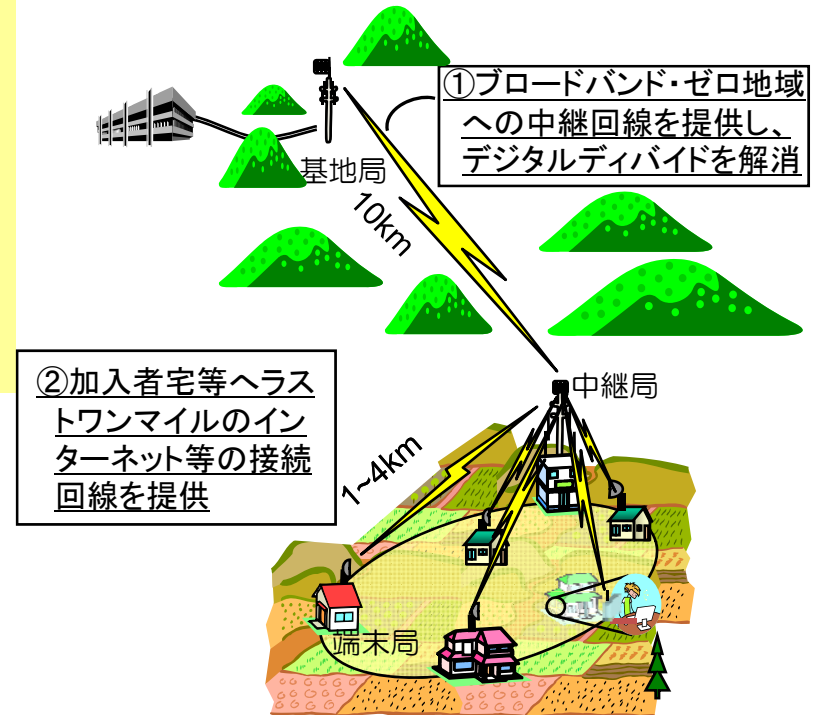
技術方式:

WiMAX方式

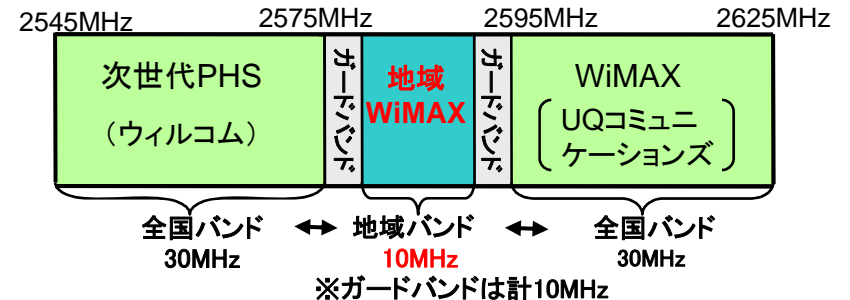
地域WiMAXの対象とする区域



地域WiMAXのサービスのイメージ(例)

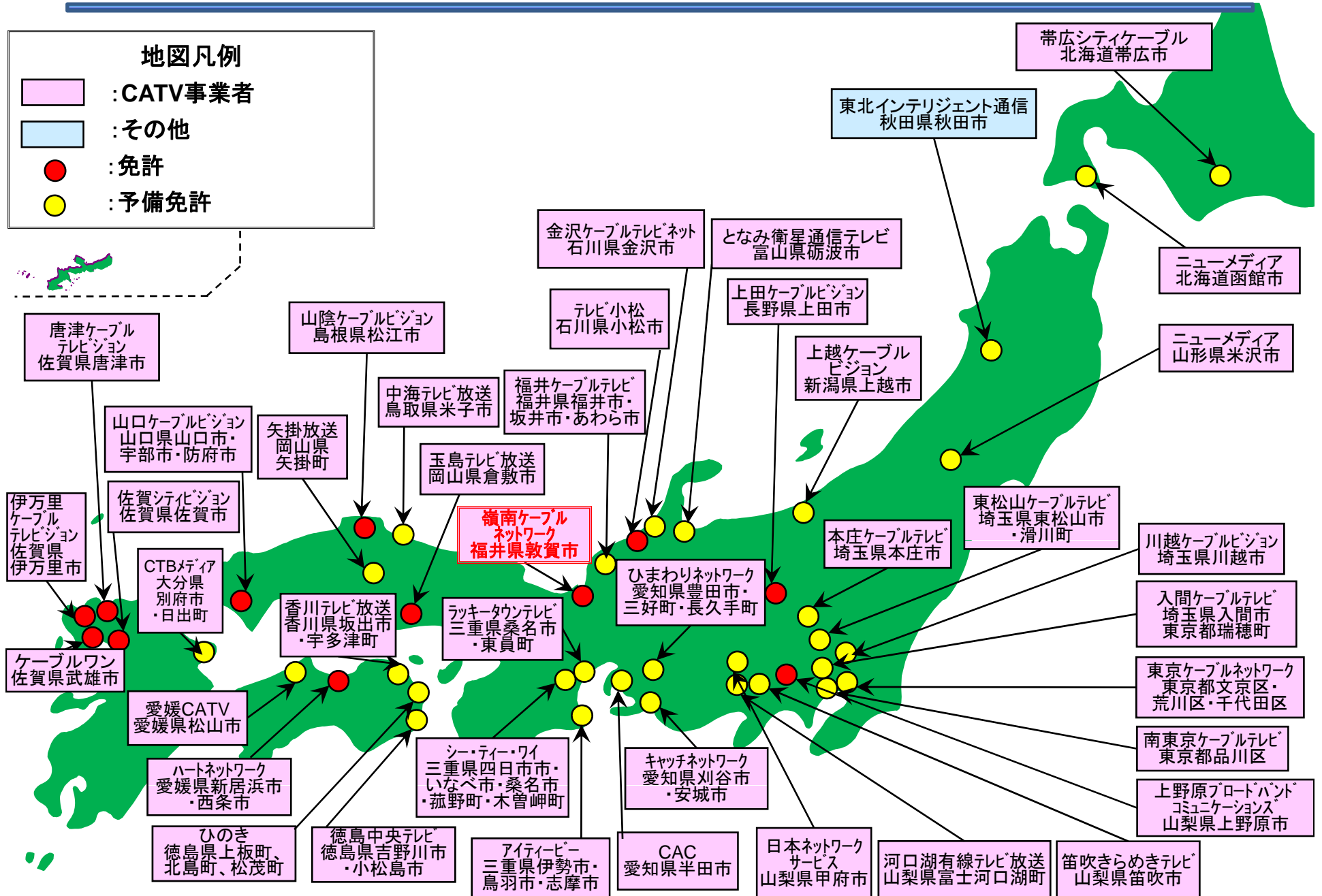


2.5GHz帯の電波使用



地域WiMAXの免許・予備免許

平成20年6月



平成20年9月3日

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について
(平成20年9月3日 諮問第35号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5799

放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の 各一部変更案について

1 改正の背景

総務省では、平成16年1月28日、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所取締役会長）に「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年諮問第8号）について諮問し、昨年8月の第4次中間答申に続き、本年6月27日付けで第5次中間答申をいただいたところである。

第5次中間答申では、平成23年のアナログ放送終了期限において、地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビが放送する番組を同時再送信することが適当である旨の提言がされている。

本件は、これを受け、BSデジタル放送により地上デジタル放送の難視聴地域対策を行うための所要の規定整備を行うものである。

2 諮問の内容

（1）放送普及基本計画の一部変更関係

平成22年以降については、放送衛星を使用して、NHK総合、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビの7つの地上デジタル放送を同時再送信することができることとする。

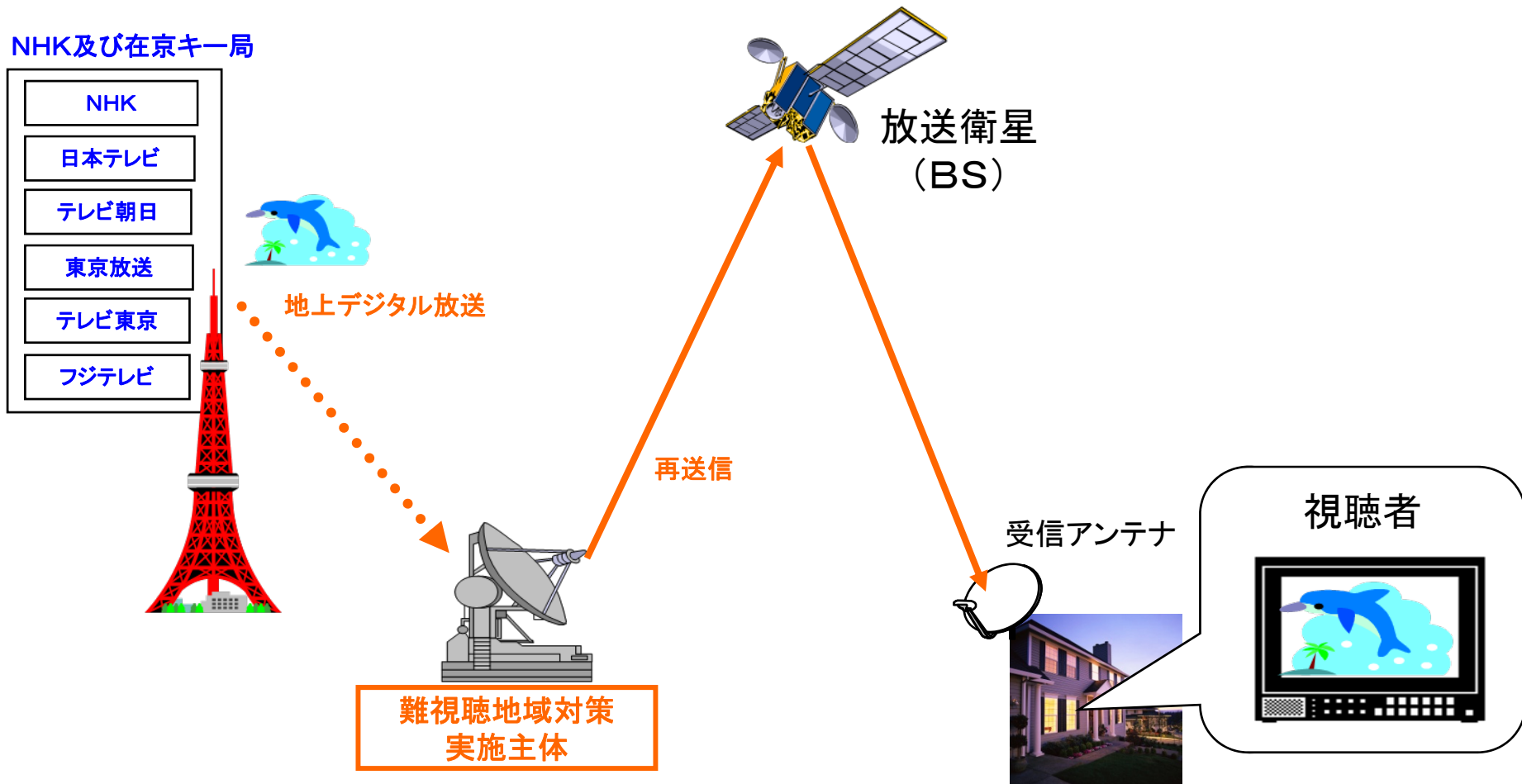
（2）放送用周波数使用計画の一部変更関係

上記（1）の同時再送信を行うため、BS放送用周波数のうち、チャンネル番号17について、平成22年以降に使用することができることとする。

地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策の概要

平成23年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、放送衛星（BS）により、NHK総合・教育、日本テレビ、テレビ朝日、東京放送、テレビ東京及びフジテレビが放送する番組を再送信する。

なお、この措置は、地上系の放送基盤により地上デジタル放送が送り届けられるまでの間の暫定的・緊急避難的な措置として実施するものであり、終了期限を定めて実施する。



放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部を変更する告示案への意見

意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
<p>社団法人 日本民間放送連盟</p>	<p>情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第5次中間答申を受け、平成22（2010）年以降に地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策（衛星セーフティネット）を行うための放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更（案）については、基本的に賛成する。</p> <p>なお、衛星セーフティネットは、平成23（2011）年7月のアナログ放送終了までに地上系の放送基盤ではデジタル放送が送届けられない世帯を対象とした暫定的・緊急避難的な措置なので、民放事業者の意見を十分尊重したうえで、国が主体となってインフラ整備および運用を行うよう要望する。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点につきましては、今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>
<p>(株)WOWOW</p>	<p>基幹放送である地上放送の難視聴地域対策を 準基幹放送として広く受信環境が整っている BS 放送で行うことは、「平成23（2011）年にアナログ放送を円滑に終了する」という観点からは、妥当であると考えます。</p> <p>ただし、セーフティネットは一部の視聴者のみを対象とする限定的なものです。セーフティネットに利用する周波数は、その役割を終え次第、速やかに有効活用していただくことを要望いたします。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点につきましては、今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>
<p>日本放送協会</p>	<p>今回の変更案に賛成します。</p> <p>なお、地上テレビジョン放送のデジタル化にあたっては、視聴者の皆さまにご迷惑をおかけすることがないように配慮することが重要であり、衛星セーフティネットの運用にあたっては、利用者の立場に立った運用が行われるよう配慮を要望します。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点につきましては、今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>

意見提出者	案に対する意見及び理由	総務省の考え方
(株)放送衛星システム	<p>現在、BS デジタル放送の受信機は 4000 万台まで普及し、その社会的影響力はきわめて大きくなっています。今回、暫定的措置とはいえ、地上デジタル放送の難視聴地域対策のために BS デジタル放送が利活用されることは、このような BS デジタル放送の現況や特性にてらし適当なものと考えます。したがって、「地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策」に関する放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について賛成いたします。</p> <p>そのうえで、「地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策」の実施に当たっては、次の事項を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年からの BS 17 チャンネルの使用については、平成 23 年からの受託放送事業計画の一部前倒しになることから、当該期間の現用・予備衛星の割り当てなどにおける柔軟な対応をお願いいたします。 2. 今回の対策は、情報通信審議会の答申では、地上系の放送基盤が整備されるまでの 5 年の期限付きの暫定的な措置とされていますが、この対策の終了後、直ちに次の委託放送事業者が BS デジタル放送を開始できるような委託放送事業者認定をお願いいたします。 3. 対策の対象となる視聴者の皆様が、円滑に BS デジタル放送を通じた地上デジタル放送を受信するための方策に加えて、一般の BS デジタル放送の視聴者の皆様が、無用の誤解や混乱を生じないための方策もあわせてお願いいたします。 	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご要望の点につきましては、今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>

○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部変更案

（傍線部分は変更部分）

変 更 案

現 行

<p>第1 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1) 国内放送の普及 (略)</p> <p>(2) 受託国内放送の普及 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘察するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送 (イ) デジタル放送以外の放送 (略)</p> <p>(イ) デジタル放送 衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、<u>平成22年までは放送衛星業務用の周波数の5を、平成22年から放送衛星業務用の周波数の6を、平成23年からは放送衛星業務用の周波数の12を使用して行うこと。</u> この場合において、</p> <p>(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。 (B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組（注）を行うこと。 (C) 一般放送事業者の放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要にこたえるための放送を行うこと。なお、平成22年からは、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)Aのうち協会の放送及び一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。）を行うこと。 (D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(イ)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘察し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。 注 災害や重大事件・事故の発生に対処するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。</p> <p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標 1～2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送</p>	<p>第1 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針 (1) 国内放送の普及 (略)</p> <p>(2) 受託国内放送の普及 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘察するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送 (イ) デジタル放送以外の放送 (略)</p> <p>(イ) デジタル放送 衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、<u>平成23年までは放送衛星業務用の周波数の5を、平成23年から放送衛星業務用の周波数の12を使用して行うこと。</u> この場合において、</p> <p>(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。 (B) (A)以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組（注）を行うこと。 (C) 一般放送事業者の放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要にこたえるための放送を行うこと。 (D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(イ)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘察し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。 注 災害や重大事件・事故の発生に対処するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。</p> <p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標 1～2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送</p>
---	---

<p>することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1) 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（デジタル放送以外の放送）（この項は、衛星系による国内放送（デジタル放送以外の放送）の終了を待って適用する。）（略）</p> <p>(2) 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（デジタル放送）</p>				
超短波放送	放送の区分	放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	(略)
		(略)	(略)	(略)
標準テレビジョン放送	協会が委託により行われる放送	難視聴解消を目的とする放送	1（注1）	(略)
		総合放送	1	(略)
一般放送事業者が委託により行われる放送	協会が委託により行われる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	7以上（注2） <u>(注3)</u>	(略)
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
高精細度テレビジョン放送	協会が委託により行われる放送	難視聴解消を目的とする放送	1（注1）	(略)
		総合放送	1（注4）	(略)
データ放送	(略)	全国	9程度	(略)
		(略)	(略)	(略)

(注) 1 協会が委託により行われる放送のうち、難視聴解消を目的とする放送については、周波数事情その他の事情を勘案して標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送のいずれか一方により行うものとする。
2 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送は、放送番組の数の目標に含まない。
3 7番組については、第1の1(1)ア(エ)Aのうち協会の放送及び一般放送事業者

<p>することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1) 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（デジタル放送以外の放送）（この項は、衛星系による国内放送（デジタル放送以外の放送）の終了を待って適用する。）（略）</p> <p>(2) 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送（デジタル放送）</p>				
超短波放送	放送の区分	放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標	(略)
		(略)	(略)	(略)
標準テレビジョン放送	協会が委託により行われる放送	難視聴解消を目的とする放送	1（注1）	(略)
		総合放送	1	(略)
一般放送事業者が委託により行われる放送	協会が委託により行われる放送	有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものを除く。	1以上（注2）	(略)
		有料放送を行う委託放送事業者の放送番組を送信するものに限る。		
高精細度テレビジョン放送	協会が委託により行われる放送	難視聴解消を目的とする放送	1（注1）	(略)
		総合放送	1（注3）	(略)
データ放送	(略)	全国	9程度	(略)
		(略)	(略)	(略)

(注) 1 協会が委託により行われる放送のうち、難視聴解消を目的とする放送については、周波数事情その他の事情を勘案して標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送のいずれか一方により行うものとする。
2 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送は、放送番組の数の目標に含まない。

<p>の放送（一般放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。</p> <p><u>4</u> 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>3</u> 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を含む。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

○放送用周波数使用計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号）の一部変更案

（傍線部分は変更部分）

変更案

現行

第9 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等
日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）

第9 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送に限る。）を行う放送局に使用させることのできる周波数等
日本放送協会又は一般放送事業者が委託により行わせる放送（注1）（注2）

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）
全 国	東経110度（放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星）	1 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23	0. 1 2

放送対象地域	送信場所（人工衛星）	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）
全 国	東経110度（放送衛星業務用の周波数を使用して受託国内放送を行う衛星）	1 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23	0. 1 2

（注1）中継器の故障等により、上記により難い場合には、特別な措置を講ずることができる。

（注1）中継器の故障等により、上記により難い場合には、特別な措置を講ずることができる。

（注2）チャンネル番号17の周波数の使用は、平成22年からとし、チャンネル番号5, 7, 11, 19, 21及び23の周波数の使用は、平成23年からとする。

（注2）チャンネル番号5, 7, 11, 17, 19, 21及び23の周波数の使用は、平成23年からとする。

平成20年9月3日

モバイル放送株式会社の有料放送契約約款の変更の認可について
(平成20年9月3日 諮問第36号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、松元係長)

電話：03-5253-5799

モバイル放送株式会社の有料放送契約約款の変更の認可について

1 申請者

モバイル放送株式会社〔代表取締役社長 新田 義廣〕

2 申請年月日

平成20年8月25日

3 変更の目的

2.6GHz帯衛星デジタル音声放送を運営するモバイル放送株式会社は、十分な加入者数の獲得にいたらず、事業の継続が困難と判断し、平成21年3月末までに事業終了する旨決定し、本年7月29日に对外公表したところである。

総務省は、同社に対し、本年7月29日付けで、サービスの終了に伴う加入者保護の観点からの取組の実施について要請したところであるが、同社においては、事業を円滑に終了するため、今後、新規加入受付を終了することとしており、そのために必要な有料放送契約約款の変更の認可申請がなされたものである。

4 変更の概要

- (1) モバイル放送株式会社が衛星デジタル有料放送サービスの新規加入申込みに対し、契約の締結を拒否することができるようにすること。

(第5条「契約の成立」関係)

なお、モバイル放送株式会社においては、本年10月1日から平成21年3月31日までは、加入者に対し、無料にて放送サービスを提供することとしている。

- (2) その他、事業を円滑に終了するために必要となる規定の整備を行う。

5 審査結果

有料放送契約約款の変更の内容に関して、放送法（昭和25年法律第132号）52条の4第5項及び放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）第5条に基づき、

- (1) 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること
 (2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
 について審査した結果、適合するものと認められる。

モバイル放送株式会社の概要

- 1 商 号 モバイル放送株式会社
- 2 所 在 地 東京都品川区大井 1 - 2 8 - 1
- 3 代表取締役 にった よしひろ
新田 義廣
- 4 設立年月日 平成 1 0 年 (1 9 9 8 年) 5 月 2 9 日
- 4 資 本 金 3 6 8 億 6 7 9 5 万円
- 6 主 要 株 主 (株)東芝
SKテレコム
シャープ(株)
トヨタ自動車(株)
横河電機(株)
松下電器産業(株) 他
- 7 放送サービスの概要
音楽放送 4 0 番組
音楽放送 (簡易画像付き) 8 番組
データ放送 2 番組
※全て有料放送
- 8 放送開始時期
平成 1 6 年 (2 0 0 4 年) 1 0 月 2 0 日

平成20年9月3日

認定放送持株会社の認定について
(平成20年9月3日 諮問第37号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

(遠藤課長補佐、中屋敷係長)

電話：03-5253-5793

認定放送持株会社の認定

申請概要

申請年月日	平成20年7月10日
申請者（申請対象会社）	株式会社フジテレビジョン （平成20年10月1日付けで「株式会社フジ・メディア・ホールディングス」に商号変更予定） 代表取締役会長 日枝 久
経営形態	株式会社
資本金	1,462億35万円
子会社となる一般放送事業者及びこれに準ずる者	（子会社） 株式会社フジテレビジョン（平成20年10月1日付けで会社分割により新設） 株式会社ニッポン放送 （関連会社） 株式会社ビーエスフジ 株式会社サテライトサービス
主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等	株式会社共同テレビジョン 他10社
申請対象会社の子会社である一般放送事業者等の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合	74.80%
申請対象会社及びその子会社の事業収支見積もり	初年度から単年度黒字を見込んでおり、収支見積もりは良好である。
主たる出資者及び議決権の数	別紙1のとおり
外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計	19.85%

主たる出資者及び議決権の数

主たる出資者

氏名又は名称等	住所	職業	総議決権に対する比率 (%)	備考
東宝(株) 代表取締役社長 高井 英幸	東京都千代田区	映画、演劇制作	8.57%	
シービー・ニューヨーク オフィス エアインサー ヴァー (常任代理人) シティバンク銀行	東京都品川区	金融業	4.07%	ルクセンブルク 大公国法人
日本マスタートラスト信託銀行(株) 代表取締役社長 小山登志雄	東京都港区	金融業	3.97%	信託口
(株)文化放送 代表取締役社長 三木明博	東京都港区	ラジオ放送	3.64%	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 代表取締役社長 山田隆持	東京都千代田区	通信業	3.60%	
シービー・ニューヨーク オフィス ファンス (常任代理人) シティバンク銀行	東京都品川区	金融業	3.40%	バミューダ 法人
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 代表取締役社長 伊戸富士雄	東京都中央区	金融業	3.34%	信託口

審 査 結 果

株式会社フジテレビジョン（株式会社フジ・メディア・ホールディングス）

審査事項	審査の結果	適否
1 法令への適合性 放送法（昭和25年法律第132号）への適合		
(1) 申請対象会社の形態 (法第52条の30第2項第1号)	申請対象会社は、株式会社を予定しており、適合する。	適
(2) 申請対象会社の業務内容 (法第52条の30第2項第2号)	申請対象会社は、10月1日付けで会社分割（新設分割）により持株会社へ移行し、放送局の免許を新設会社に承継することから10月1日時点では一般放送事業者でないため、適合する。	適
(3) 申請対象会社の子会社に対する資産要件 (法第52条の30第2項第3号)	申請対象会社の子会社等である一般放送事業者の株式の取得価額の合計が当該申請対象会社の総資産の50%を常時超えると見込まれることから、適合する。	適
(4) 申請対象会社及び子会社の収支見込み (放送法第52条の30第2項第4号)	事業収支の見積り及び事業の実績から判断し、良好であると認められる。	適
(5) 申請対象会社の外資等の支配状況 (法第52条の30第2項第5号イ及びロ)	業務を執行する役員に外国人等はおらず、また、外国人等が占める議決権割合は20%未満であり、該当しないものと認められる。	適
(6) 申請対象会社の欠格事由 (法第52条の30第2項第5号ハ〜リ)	放送法、電波法及び電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯したことはなく、また、上記法律に違反し、行政処分を受けたこともないことから、適合する。	適
2 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条により公にすることとされている審査基準への適合性 放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）への適合		
(1) 一般放送事業者である子会社 ・ 2以上の一般放送事業者を子会社とす	フジテレビジョン及びニッポン放送を子会社とすることから、適合する。	適

ること (審査基準第10条(1))		
(2) 申請対象会社の形態 ・株式会社であること (審査基準第10条(2))	申請対象会社は、株式会社を予定しており、適合する。	適
(3) 申請対象会社の業務内容 ・一般放送事業者でないこと (審査基準第10条(3))	申請対象会社は、10月1日付けで会社分割により持株会社へ移行し、一般放送事業者ではないため、適合する。	適
(4) 申請対象会社の子会社に対する資産要件等 ・子会社である一般放送事業者及びこれに準ずる者の株式の取得価額の合計が当該申請対象会社の総資産の50%を常時超えること ・準ずる者が一般放送事業者の密接関連業務を行っていること (審査基準第10条(4))	申請対象会社の子会社等である一般放送事業者の株式の取得価額の合計が当該申請対象会社の総資産の50%を常時超えることと見込まれることから、適合する。 一般放送事業者に準ずる者とされる11社(密接関連業務を行う子会社等)について、その業務内容、約款及び収入に係る状況から判断して、審査基準第10条(4)ア～コに該当するものと認められる。	適
(5) 申請対象会社及び子会社の収支見込み ・収支の見込みが良好であること (審査基準第10条(5))	事業収支の見積及び事業の実績から判断し、良好であると認められる。	適
(6) 申請対象会社の欠格事由 (審査基準第10条(6))	放送法第52条の30第2項第5号イ～リまでの各規定に該当しないものと認められる。	適